

第23回秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会

日時 令和6年6月20日（木）

午後6時

場所 下新城地区コミュニティセンター

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長選任

5 会長職務代理指名

6 議 事

(1) 路線バスの減便に伴う金足コースの延伸について

(2) 外旭川笹岡循環コースの車両変更について

7 その他

8 閉 会

第23回
秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会
議事要旨

日 時：令和6年6月20日（木）18時から18時45分まで

会 場：下新城地区コミュニティセンター

出席委員：13名

事務局：交通政策課職員 4名

内 容：下記のとおり

1 開 会 （略）

2 あいさつ （略）

3 委員紹介 （略）

4 会長選任

事務局 会長については、秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第4条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっている。立候補又は推薦はあるか。

・委員の互選により、会長選任。

5 会長職務代理指名

会長 ・会長から職務代理を指名。

6 議 事

会長 議事に入る。始めに協議1について、事務局から説明願う。

事務局 （路線バスの減便に伴う金足コースの延伸について説明）

会長 事務局の説明に対し、質問や意見はあるか。

委員 要望書も提出しているが、下刈町内は高低差があり、追加となる7号沿いの下刈バス停までの移動にも上り下りが必要となる。町内の2箇所（上、下）にバス停を設置し、マイタウン・バスを乗り入れしてほしい。

事務局 国道7号部分については、昨年11月の秋田中央交通五城目線の減便を受け、運行内容の検討および関係機関との調整のうえ、現計予算の範囲内で対応可能と見込まれることから、本年10月より延伸を行うものである。下刈町内への乗り入れについても、検討および調整が

必要となるため、要望として承り、今後の検討事項とさせていただきます。

事務局 国道7号の延伸に併せた下刈町内への乗り入れを要望されたところであるが、事務手続上、本年10月からの乗り入れは厳しいということとはご理解いただきたい。

委員 金足コース運行開始の際、下刈町内をどうするか検討したが、停留所を設置しなかった。最近では運転免許返納者が増え、移動の課題が出てきた。ぜひ地域住民の意を汲んでいただきたい。

会長 事務局においては、検討を行い、結果を報告するようお願いする。

委員 大清水バス停周辺で車両が待機できる場所として、大清水公民館を使えるよう町内会に話しておく。

会長 ほかにないか。

ほかにないようなので、事務局においては、これまで挙げられた要望等を踏まえ、本件の手続きを適切に進めるようお願いする。

次に、協議2について、事務局より説明願う。

事務局 (外旭川笹岡循環コースの車両変更について説明)

会長 事務局の説明に対し、質問や意見はあるか。

委員 利用状況から、車両変更を行うことはやむを得ないと思う。今後もニーズに合わせ、利用者が増えたら車両を元に戻すといった対応をしていただければ問題ない。

委員 以前は利用者がいなくても全ての停留所を回っていたが、予約のあった区間のみ運行する形態になって良かったと感じている。

会長 ほかにないか。

ほかにないようなので、事務局においては、これまで挙げられた意見等を踏まえ、本件の手続きを適切に進めるようお願いする。

以上で協議を終了するが、議事のほかにないかあるか。

委員 先日厚生医療センターから帰る際、予約時刻の2、3分前にバス停に着いたところ、運転手から10～15分前に来るように言われた。

委員 予約の際、バスの到着時刻が5分程度前後することがあるので、5分前にはバス停で待っているようお願いをしているところである。運転手が10～15分前に来るように言ったことに関しては申し訳ない。今後指導を徹底する。

委員 予約締切が1時間前となっているが、なぜ乗車場所通過予定時刻の1時間前ではなく、始発の1時間前としているのか。

事務局 運行事業者において、各便の予約を整理し、予約に応じた最適なルートを組み込む必要がある。そのための時間として、各便、始発の1時間前を予約締切とさせていただいている。

委員 利用状況についての資料が必要と考えるがどうか。

事務局 昨年度末に本協議会の開催がなかったため、令和4年10月から令和5年9月までの1年間の運行実績について、3月に文書で報告したところである。

会長 ほかにないか。
ほかにないようなので、進行を事務局に戻す。

7 その他 (略)

8 閉会 (略)

以上

協議 1 路線バスの減便に伴う金足コースの延伸について

1 概要

秋田中央交通が運行している五城目線が令和5年11月20日より大幅に減便されたことを受け、地域住民の移動手段確保のため、金足コースについて次項のとおり路線を延伸したく、協議するものである。

2 運行内容（案）

(1) 営業区域（資料1）

- ・ 停留所の新規追加（計8箇所：大清水、金足西小学校前、佛所護念会前、下刈、牛坂二区、牛坂、金足農業高校入口、追分駅入口）
- ・ 停留所名の変更（現：金足西小学校前→金足西小学校）

(2) 運送の区間（資料1）

新たな停留所（大清水～追分駅入口）を經由する区間を追加

(3) 運賃（資料2）

- ・ 新たな停留所の運賃を設定
- ・ 運送の区間追加に伴い、停留所グループを一部見直し

(4) 運行時刻（資料2）

変更なし

(5) 運行車両

変更なし

(6) 適用する期間

令和6年10月1日から（予定）

秋田市マイタウン・バス北部線 路線図



令和6年10月1日改正

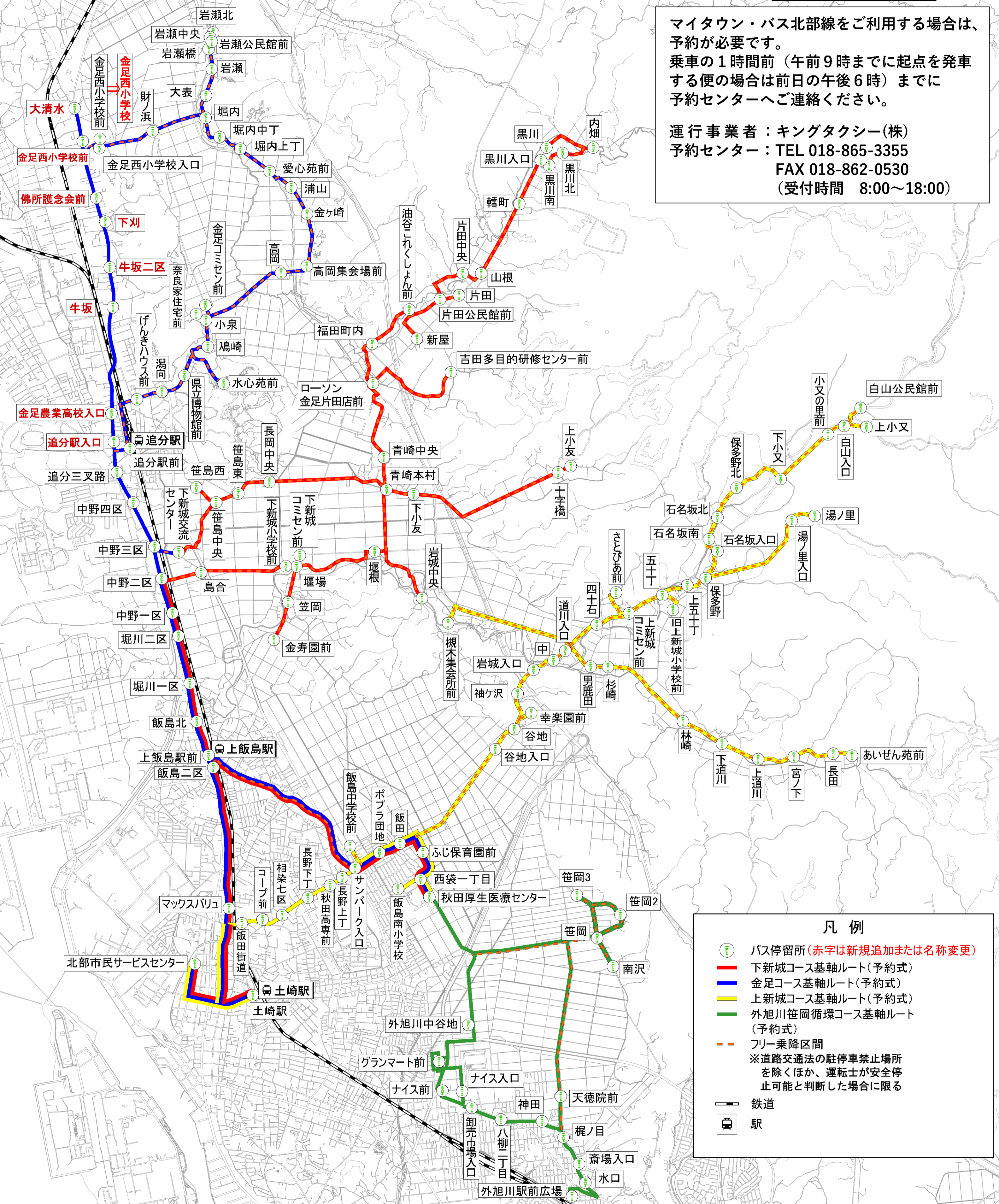
マイタウン・バス北部線をご利用の場合は、予約が必要です。
乗車の1時間前（午前9時までに起点を発車する便の場合は前日の午後6時）までに予約センターへご連絡ください。

運行事業者：キングタクシー(株)

予約センター：TEL 018-865-3355

FAX 018-862-0530

(受付時間 8:00~18:00)



凡例

バス停留所 (赤字は新規追加または名称変更)

下新城コース基軸ルート(予約式)

金足コース基軸ルート(予約式)

上新城コース基軸ルート(予約式)

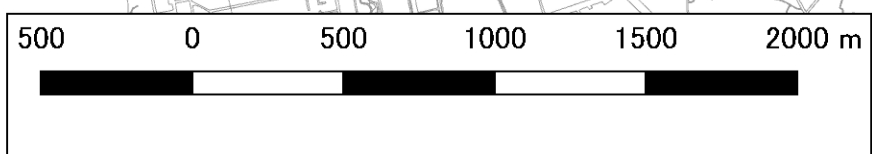
外旭川笹岡循環コース基軸ルート(予約式)

フリー乗降区間

※道路交通法の駐停車禁止場所を除くほか、運転士が安全停止可能と判断した場合に限る

鉄道

駅



北部線【金足コース】運賃表

(案_令和6年10月1日適用)

停留所グループ(赤字は新規追加) 運賃表

(青字は名称変更およびグループを見直し)

(緑字はグループを見直し)

①	金ヶ崎・浦山・愛心苑前・堀内上丁 堀内中丁・堀内・大表・岩瀬 岩瀬公民館前・岩瀬北・岩瀬中央 岩瀬橋・財ノ浜
②	追分駅前・げんきハウス前・潟向 県立博物館前・水心苑前・鳩崎・小泉 奈良家住宅前・金足コミセン前 高岡・高岡集会所前・追分駅入口 金足農業高校入口・牛坂・牛坂二区 下刈・佛所護念会前・金足西小学校前 金足西小学校入口・金足西小学校・大清水
③	堀川一区・堀川二区・中野一区 中野二区・中野三区・中野四区 追分三叉路・下新城交流センター
④	秋田厚生医療センター・飯島二区 上飯島駅前・飯島松園・飯島北
⑤	北部市民サービスセンター 土崎駅・マックスバリュ

	⑤	④	③	②	①
①	—	—	—	—	200
②	—	—	—	200	200
③	—	—	200	200	310
④	—	200	200	310	410
⑤	200	200	310	410	510

- ・小人は大人の半額（10円未満は切り上げ）
- ・①～⑤は左表の停留所グループのとおり
- ※下り：秋田厚生医療センター（乗車専用）
- 上り：秋田厚生医療センター（降車専用）

時刻表

平日

金足西小対応	1	2
鳩崎	7:35	—
浦山	—	7:40
金足西小学校	7:55	7:50

下り	1	2	3	4	5	6	7
北部市民サービスセンター	9:40	10:30	12:50	14:20	15:00	16:30	17:20
土崎駅	9:45	10:35	12:55	14:25	15:05	16:35	17:25
秋田厚生医療センター	9:55	10:45	13:05	14:35	15:15	16:45	17:35
飯島二区	10:05	10:55	13:15	14:45	15:25	16:55	17:45
追分三叉路	10:09	10:59	13:19	14:49	15:29	16:59	17:49
高岡・大清水	10:19	11:09	13:29	14:59	15:39	17:09	17:59
岩瀬北	10:30	11:20	13:40	15:10	15:50	17:20	18:10

※北部市民サービスセンター・土崎駅⇒秋田厚生医療センターの利用には、上新城コースをご利用ください。

上り	1	2	3	4	5	6	7	8	9
岩瀬北	6:25	7:40	9:00	10:30	12:00	14:10	15:10	16:00	17:20
高岡・大清水	6:36	7:51	9:11	10:41	12:11	14:21	15:21	16:11	17:31
追分三叉路	6:46	8:01	9:21	10:51	12:21	14:31	15:31	16:21	17:41
飯島二区	6:50	8:05	9:25	10:55	12:25	14:35	15:35	16:25	17:45
秋田厚生医療センター	7:00	8:15	9:35	11:05	12:35	14:45	15:45	16:35	17:55
土崎駅	7:10	8:25	9:45	11:15	12:45	14:55	15:55	16:45	18:05
北部市民サービスセンター	—	8:30	9:50	11:20	12:50	15:00	16:00	16:50	18:10

※秋田厚生医療センター⇒土崎駅・北部市民サービスセンターの利用には、上新城コースをご利用ください。

土日祝日(お盆期間(8/12～16)、年末年始(12/29～1/3)を含む)

下り	1	2	3
北部市民サービスセンター	9:40	12:20	16:30
土崎駅	9:45	12:25	16:35
秋田厚生医療センター	9:55	12:35	16:45
飯島二区	10:05	12:45	16:55
追分三叉路	10:09	12:49	16:59
高岡・大清水	10:19	12:59	17:09
岩瀬北	10:30	13:10	17:20

※北部市民サービスセンター・土崎駅⇒秋田厚生医療センターの利用には、上新城コースをご利用ください。

上り	1	2	3
岩瀬北	8:45	13:10	15:40
高岡・大清水	8:56	13:21	15:51
追分三叉路	9:06	13:31	16:01
飯島二区	9:10	13:35	16:05
秋田厚生医療センター	9:20	13:45	16:15
土崎駅	9:30	13:55	16:25
北部市民サービスセンター	9:35	14:00	16:30

※北部市民サービスセンター・土崎駅⇒秋田厚生医療センターの利用には、上新城コースをご利用ください。

協議 2 外旭川笹岡循環コースの車両変更について

1 概要

外旭川笹岡循環コースについては、令和5年10月より、路線定期運行から区域運行（予約式）に変更したが、利用率が低い状況にあり、効率的な運行を図る観点から、次項のとおり運行車両を変更したく、協議するものである。

2 運行内容（案）

(1) 営業区域

変更なし

(2) 運送の区間

変更なし

(3) 運賃

変更なし

(4) 運行時刻

変更なし

(5) 運行車両

ジャンボタクシー（9人乗り）から普通タクシー（4人乗り）へ変更

(6) 適用する期間

令和6年10月1日から（予定）

秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会設置要綱

平成20年4月15日

部長 決 裁

(設置)

第1条 秋田市マイタウン・バス北部線（以下「マイタウン・バス北部線」という。）の利便性の向上と効率的な運行などに関する事項について広く意見を求めるため、秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会（以下「運行協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運行協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) マイタウン・バス北部線の運行内容、利用促進等に関し、意見交換や提言を行うこと。
- (2) その他マイタウン・バス北部線の運行に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運行協議会は、別紙の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長等)

第4条 運行協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、運行協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運行協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 運行協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない
- 3 前項に規定する委員の出席は、意見書等の提出をもって代えることができるものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、運行協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 運行協議会の事務局は、都市整備部交通政策課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運行協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運行協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

(任期の特例)

2 委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

秋田市北部地区公共交通研究会設置規約 (平成20年4月1日部長決裁) は廃止する。

附 則 (平成25年4月1日)

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱施行後の委員の任期については、平成27年5月31日までとする。

附 則 (平成31年4月1日)

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱施行後の委員の任期については、平成31年5月31日までとする。

附 則 (令和5年6月19日)

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

(別紙)

第3条第1項関係

区分	委員数	選考方法等
地区代表委員	8	金足地区振興会・下新城地区振興会・上新城地区振興会・外旭川地区振興会の代表者の推薦で各2名。
利用者代表委員	4	金足地区振興会・下新城地区振興会・上新城地区振興会・外旭川地区振興会の代表者の推薦で各1名。
教育関係代表委員	4	秋田市PTA北部地区連絡協議会の代表者の推薦で、金足地区、下新城地区、上新城地区、外旭川地区から各1名。
福祉関係代表委員	1	秋田市老人クラブ連合会の代表者の推薦。
運行事業者	1	運行事業者の代表者の推薦。
行政関係	1	都市整備部交通政策課長

ただし、推薦者の要望により委員数を増減することができるものとする。